

感染症による出席停止から登校までの流れ

学校保健安全法施行規則によって、学校において予防すべき感染症の種類等が定められています。他の生徒に感染する可能性がある期間は登校することが出来ません。この出席停止の期間は欠席の扱いとなりませんので、主治医と相談のうえ十分療養し、感染の恐れがなくなってから登校するようお願いします。

<登校までの流れ>

1. 医師より感染症と診断される。(自己判断せず、必ず医師の診断を受けてください。)
2. 保護者の方が学校に連絡する。
3. 医師から登校の許可が出るまで療養する。
4. 医師から登校許可がでたら、「治癒報告書」を保護者が記入し、登校時に担任に提出する。

※ 「治癒報告書」は、医療機関で記入していただく必要はありません。

※ 治癒報告書が必要になった場合は保健室までお知らせください。

(六中のホームページからも印刷することができます。)